

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年9月5日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R1. 9月5日付けで、〇〇（以下「当該団体」という。）に対して公開請求された関係書類全部」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年11月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書を次の（1）から（11）までと特定し、（1）から（3）については公文書公開決定処分を行い、（4）から（11）（以下「本件公文書」という。）については、条例第8条第1号及び第2号に該当する情報を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- （1）平成30年3月12日付け評第328号土地改良法に基づく検査の結果について（通知）
- （2）平成29年10月13日付け評第198号土地改良法に基づく検査の実施について
- （3）平成28年4月8日付け徳島県指令南総第28001号定款変更認可書
- （4）平成31年3月15日（火）付H30〇〇第25号決議事項報告書
- （5）平成元年5月14日付け〇〇第5号決議事項報告書
- （6）平成31年3月16日（水）付け業務報告書
- （7）平成29年3月21日付け多目的使用承認について
- （8）平成25年6月4日付け滞納処分の認可について
- （9）平成30年5月7日付け〇〇第4号決議事項報告書
- （10）平成29年5月16日付け〇〇第4号決議事項報告書
- （11）平成30年6月6日（水）付当該団体定期検査指摘事項の回答履行状況について等の関係書類一式

3 審査請求

令和元年11月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

県は、あるべき書類H25年度に強制執行許可をした中で、業務の完了証明書（報告）書がないので出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりである。

南部総合県民局農林水産部阿南（以下「農林水産部阿南」という。）は、審査請求人が公文書公開請求した書類を、本件公文書であると特定した。

書類に含まれる〇〇総代議長・議事録記名者の印影、総括監事・監事の印影、当該団体事務局長、事務員の氏名、通常総代会議長、議事録記名人、総括監事及び監事の印影等は、特定の個人が識別できる情報であることが明らかであり、公開することで個人に不利益をもたらすことが明白であるため、個人の権利利益を保護する観点から1号により非公開とした。

また、〇〇理事長の印影、会議の状況、当該団体理事長の印影、会議の状況及び議案書の一般会計収支決算書の項、目（本年度決算額、本年度予算額、比較増減）等は法人に関する情報であり、公にすることで法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかであるため、法人の権利利益を保護する観点から、2号により非公開とした。

審査請求人は審査請求の理由として「県は、あるべき書類H25年度に強制執行許可をした中で、業務の完了証明書（報告）書がないので出せ。」と主張しているが、今回の決定において非公開情報を除き全て公開している。

以上により、本件請求を部分公開決定としたものである。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年	月	日	内	容
---	---	---	---	---

令和 2 年 9 月 2 4 日	諮問
令和 6 年 1 2 月 1 9 日 第 2 部会（第 1 8 回）	審議
令和 7 年 1 月 2 7 日 第 2 部会（第 1 9 回）	審議

第 6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

実施機関は、本件請求に係る公文書を本件公文書と特定し、本件処分を行っている。

これに対して審査請求人は、審査請求書において、平成 2 5 年度に強制執行許可をした中で、業務の完了証明書や報告書がないと主張しており、公文書の特定について争いはないが、特定した公文書の不足を主張していると認められることから、以下、審査請求人がその存在を主張する公文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象公文書の保有の有無について

審査請求人が主張する、「平成 2 5 年度に強制執行許可をした際の業務の完了証明書」について、実施機関に確認したところ、滞納処分の認可に対する土地改良区の業務の報告書を求めていると考えられる旨の説明があった。

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 3 9 条第 5 項において、都道府県知事の認可を受けて、土地改良区の理事は滞納処分をすることができると規定されているが、都道府県知事への報告等の規定までは定められていない。

以上を踏まえると、本件請求に係る公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第 2 部会委員名簿（5 0 音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長

谷 風雲	弁護士	
榎本 久実	税理士	